

デンマーク

商標法

2017年2月26日統合版 No. 223

2017年1月1日施行

目次

第1部

- 第1条 総則
- 第2条 商標を構成することができる標識
- 第3条 商標権の成立
- 第4条 商標権の内容
- 第5条 商標所有者の権利についての制限
- 第6条 消尽
- 第7条 権利の抵触
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条 辞典等における商標の複製

第2部

- 第12条 商標登録
- 第13条 拒絶理由
- 第14条
- 第15条
- 第16条 権利の部分放棄
- 第17条 商品の分類
- 第18条 条約優先権
- 第19条 博覧会優先権
- 第20条 出願の審査及びその他の処理
- 第21条 商標についての権利の主張
- 第22条 登録
- 第23条 異議申立
- 第24条 商標の補正
- 第25条 使用義務
- 第26条 登録の存続期間
- 第27条 更新

第3部

- 第28条 登録の終了
- 第29条 裁判所の決定による取消

第 30 条 行政上の取消

第 31 条

第 32 条 取消

第 33 条 抹消

第 34 条

第 4 部 外国商標の登録に関する特則

第 35 条 自国での登録

第 36 条

第 37 条 代理人

第 5 部

第 38 条 移転及びライセンス許諾等

第 39 条

第 40 条 ライセンス許諾

第 41 条 質権及び強制執行

第 6 部

第 42 条 法的保護に関する規定

第 43 条

第 43a 条

第 43b 条

第 43c 条

第 43d 条

第 44 条

第 44a 条

第 45 条

第 45a 条

第 6A 部

第 45b 条 模倣品・海賊版及び権利行使に係る特別ユニット

第 7 部

第 46 条 雑則

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 8 部

第 50 条 国際商標登録

第 51 条 国際登録の効果

第 52 条 拒絶
第 53 条 消滅及びデンマーク法に基づく手続
第 54 条 同時保護の禁止
第 55 条 デンマークにおける出願又は登録を基礎とする国際商標登録出願
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条 更新等
第 60 条

第 8A 部
第 60a 条 手数料
第 60b 条
第 60c 条
第 60d 条
第 60e 条
第 60 f 条
第 60g 条
第 60h 条

第 9 部
第 61 条 施行規定及び経過規定
第 62 条
第 63 条

第1部

第1条 総則

人及び企業は、本法の規定に従い、商標についての排他的権利(商標権)を取得することができる。商標とは、営利企業が商品又はサービスについて使用しているか又は使用する意図を有する識別性のある標識をいう。

第2条 商標を構成することができる標識

(1) 商標は、1の企業の商品又はサービスを他の企業のものから識別することができ、かつ、視覚的に表現することができる標識であって、特に、次のものによって構成することができる。

- (i) 標語、個人名、会社名又は不動産の名称を含む語及び語の組合せ
- (ii) 文字及び数字
- (iii) 画像及び図案、又は
- (iv) 商品の形状、飾り又は包装

(2) 商標権は、商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を与える形状の何れかのみから構成されている標識については、取得することができない。

第3条 商標権の成立

(1) 商標権は、次の何れかの方法によって成立させることができる。

- (i) 商標の登録の対象である商品又はサービスについて、商標を本法の規則に従って登録すること、又は
 - (ii) 使用が開始され、かつ、継続して使用されている商標に係わる商品又はサービスについて、商標の使用をデンマークにおいて開始すること
- (2) その性質上、登録から排除される商標の使用は、如何なる商標権も成立させない。
- (3) 商標が使用開始時に所要の識別性を欠いている場合は、その商標の使用によって識別性が創出されるときに限り、商標権は成立するものとする。

第4条 商標権の内容

(1) 商標権所有者は、標識が次の条件に該当する場合は、当該所有者の同意を得ていない何人に対しても、その標識を業として使用することを禁止する権原を有する。

- (i) 標識が商標と同一であり、かつ、標識の使用対象である商品又はサービスが商標保護の対象である商品又はサービスと同一であること、又は
- (ii) 標識が商標と同一であるか又は類似しており、かつ、それに係わる商品又はサービスが当該商標の対象とされている商品又はサービスと同一であるか又は類似している場合であって、商標との関連の眞を含め、当該商標と混同の眞が存在するとき

(2) 商品又はサービスが同一であるか若しくは類似している旨の(1)の限定に拘らず、当該商標がデンマークにおいて名声を博しており、それを使用することがその商標の識別性若しくは名声を不正に利用することになるか又は損なうことになる場合は、商標所有者は、同一でないか又は類似していない商品又はサービスについても、当該商標の使用を禁止する権原を

有する。

(3) 業としての使用とは、特に次のものをいう。

(i) 商品又はその包装に当該標識を付すこと

(ii) 当該標識の下で、商品について販売の申出をし、市場に出し若しくはそれらの目的で貯蔵するか、又は当該標識の下で、サービスについて提供の申出をし若しくは提供すること

(iii) 当該標識の下で、商品を輸入し又は輸出すること、又は

(iv) 営業書類又は広告に当該標識を使用すること

第5条 商標所有者の権利についての制限

商標権所有者は、他人が業として、かつ、工業上又は商業上の誠実な慣行に従って、次の何れかを使用することを禁止する権原を有さない。

(i) 当該他人自身の名称及び住所

(ii) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格若しくは原産地、商品の製造若しくはサービスの提供時期、又は商品若しくはサービスについてのその他の特徴に関する表示、又は

(iii) 特に付属品又は予備部品として、商品又はサービスの予定する用途を表示するために必要である場合の商標

第6条 消尽

(1) 商標所有者は、自己自身により又はその同意を得て、その商標の下で欧州共同体内において販売された商品については、商標の使用を禁止する権原を有さない。

(2) 商標所有者が前記商品の更なる流通に反対するための正当な理由が存在する場合において、特に、商品が販売された後にその状態が変更され又は損なわれているときは、(1)は適用しない。

第7条 権利の抵触

2以上の当事者が同一であるか又は類似している標識について個別に商標権を主張した場合は、以下の条項に別段の定めがある場合を除き、最初に発生した権利が優先する。登録された権利は、それに係わる登録出願の出願日(第12条参照)又は第18条若しくは第19条の規定に従って主張した優先日に発生したものとみなす。

第8条

登録商標についての後の権利は、混同を生じる程に類似する商標についての先の権利と併存することができる。ただし、その登録出願が善意で行われ、かつ、先の権利の所有者が連続5年間、後の権利がデンマークにおいて行使されていることを知りながら容認していたことを条件とする。

第9条

商標についての後の権利は、混同を生じる程に類似する商標についての先の権利の所有者が、適切な期間内に後の商標の使用を防止するために必要な措置をとらなかった場合にも、先の権利と併存することができる。

第10条

(1) 第8条及び第9条にいう場合において、後の商標の所有者は、先の商標の所有者が後の商標に対してもはや権利を行使できないときであっても、先の商標の使用を禁止する権原を有さない。

(2) 第9条にいう場合において、合理的と認められるときは、商標の一方又は両方を、例えば特定の形状で又は場所の表示を付加する等の特別な方法によってのみ使用することができる旨を決定することができる。

第11条 辞典等における商標の複製

(1) 百科事典、便覧、教科書又は専門的性質を有する類似の出版物については、著作者、編集者及び発行者は、登録商標の所有者からの請求があったときは、登録商標である旨の表示なしに、登録商標が複製されることがないようにしなければならない。

(2) (1)の規定を遵守しなかった当事者は、合理的と認められる方法によって、訂正の広告をするための費用を支払うべき義務を負う。

第2部

第12条 商標登録

- (1) 商標登録出願は、特許商標庁にしなければならない。出願には商標の複製を添付して、出願人の名称又は会社名を記載しなければならない。更に、商標登録出願の対象である商品又はサービスを記載しなければならない。
- (2) 出願は、第48条に基づいて定められた規定に従って作成しなければならない。出願に際しては、所定の手数料を納付しなければならない。
- (3) 特許商標庁は商標登録簿を備え付ける。特許商標庁は登録等について公告する。

第13条 拒絶理由

- (1) 商標登録を受けるためには、商標は識別性を有することを含め、第2条にいう性質のものでなければならない。
- (2) 次の商標は登録してはならない。
 - (i) 取引において、商品又はサービスの種類、品質、数量、予定の用途、価格、原産地、商品の製造若しくはサービスの提供時期、又は商品若しくはサービスのそれ以外の特徴を示すために使用することができる標識又は表示のみをもって構成される商標
 - (ii) 日常用語又は確立した商慣習において、商品又はサービスを指定するために慣用的である標識又は表示のみをもって構成される商標
- (3) (1)及び(2)の規定に拘らず、商標は、それを使用した結果として、出願前に識別性を獲得している場合は、登録を受けることができる。

第14条

更に、次の商標も登録してはならない。

- (i) 法律、公の秩序又は道徳に反する商標
- (ii) 例えば商品又はサービスの種類、品質又は原産地等について、公衆を欺瞞する虞のある商標
- (iii) 権限を有する当局の許可を受けていない商標、及び工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3によって拒絶されるべき商標、並びに権限を有する当局が登録することを承認している場合を除き、公益に属する徽章、記章及び盾形紋章を含んでいる商標
- (iv) 他の当事者が法的権原を有している個人名若しくは会社名又は他人の肖像(死後長期間が経過している者を示唆している場合を除く)と解釈することができる要素を、許可を得ることなく、その構成要素としているか若しくは含んでいる商標、又は許可を得ることなく、他の当事者の不動産に関する識別性のある名称若しくは画像を含んでいる商標
- (v) 他の当事者の保護を受けている文学的若しくは芸術的な著作物に属する識別性のある名称として解釈できる要素を、許可を得ることなく、その構成要素としているか若しくは含んでいる商標、又は当該著作物における著作権若しくは写真についての他の当事者の権利若しくは他の当事者の工業所有権を侵害する商標

第15条

- (1) 商標は、次の条件に該当している場合は、登録してはならない。

(i) 商標が先の商標と同一であって、商標登録出願の対象である商品又はサービスが、先の商標の保護対象とされている商品又はサービスと同一であること、又は

(ii) 後の商標が先の商標と同一であるか又は類似しており、かつ、それらの商品又はサービスが同一であるか又は類似しているため、先の商標と関連している虞を含め、混同の虞が存在すること

(2) (1)の適用上、先の商標とは、次のものをいう。

(i) 次の種類の商標であって、その登録出願日が当該商標の登録出願日より早いもの。該当する場合は、その商標について主張されている優先権を考慮するものとする。

(a) 共同体商標

(b) デンマークにおける登録商標、又は

(c) 国際的取極めに基づいて登録された商標であって、デンマークにおいて効力を有するもの

(ii) 共同体商標であって、共同体商標に関する規則に従い、(i) (b)又は(c)にいう商標に対して先順位を主張するもの。後者の商標が放棄され又は消滅している場合も同様とする。

(iii) (i)及び(ii)にいう商標についての出願。ただし、それらが登録されることを条件とする。又は

(iv) 当該商標についての登録出願日、又は該当する場合は当該商標の登録出願について主張されている優先日において、パリ条約第6条の2において使用されている用語「広く認識されている」(周知)の意味で、デンマークにおいて周知である商標

(3) 更に、商標は、次の条件に該当している場合も、登録してはならない。

(i) 先の共同体商標((2)参照)と同一であるか又は類似しており、先の共同体商標が登録されている商品又はサービスに類似していない商品又はサービスについて登録出願しているが、先の共同体商標が欧州連合において名声を博しており、かつ、当該後の商標を使用することが先の共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用するか又は損なうことになること

(ii) 「周知」商標と同一であるか又は類似しており((2)(iv)参照)、先の周知商標の対象である商品又はサービスに類似していない商品又はサービスについて登録出願しているが、当該後の商標を使用することにより、両方の標章の間に関連があると思わせる虞があること、また、その使用が先の商標の識別性若しくは名声を不正に利用するか又は損なうものであること、又は

(iii) 登録出願の出願日、又は該当する場合は登録出願について主張されている優先日において、後の商標が登録を求めている対象である商品又はサービスと同一であるか又は類似している商品又はサービスについて、既に国外において使用が開始されており、国外において依然として使用されている商標と同一であるか、又は些細な差違に過ぎないものであり、かつ、出願人が出願日において当該外国商標について知っていたか又は知っているべきであったこと

(4) 更に、商標は、次の条件に該当している場合も、登録してはならない。

(i) 商標が、(2)の意味における先のデンマーク商標と同一であるか又は類似しており、先の商標が登録されている商品又はサービスに類似していない商品又はサービスについて登録出願しているが、先の商標がデンマークにおいて名声を博しており、かつ、当該後の商標を使用することが先の商標の識別性若しくは名声を不正に利用するか又は損なうものであること

(ii) デンマークにおける使用の結果として、後の商標の登録出願日、又は該当する場合は後

の商標の登録出願について主張される優先日前に、業として使用されている同一の若しくは混同を生じる程に類似している商標、又は同一の若しくは混同を生じる程に類似している他の標識について権利が取得されていること。ただし、先の権利の所有者が後の商標の使用を禁止することができることを条件とする。

(5) 先の商標又は他の先の権利の所有者が後の商標の登録に同意している場合は、後の商標の登録を、(1)から(4)までの規定に基づいて、排除してはならない。

第16条 権利の部分放棄

(1) 登録によって取得される商標権には、分離して登録することができない商標の要素を含めてはならない。

(2) 商標が前記の要素を含んでおり、その商標を登録した場合に商標権の範囲について疑義が生じると推定する特段の理由が存在するときは、その要素は登録の際、保護の対象から明示して除外することができる。

(3) 保護の範囲から除外された商標の要素が、その後、登録を受けることができるようになったときは、それらの要素について、又は(2)にいう制限を受けることなく商標自体について、新たに登録を受けることができる。

第17条 商品の分類

商標は、1又は複数のクラスの商品又はサービスについて登録されるものとする。産業・企業・財政大臣は、分類に関する規定を定める。

第18条 条約優先権

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関(WTO)の加盟国における最初の商標登録出願から6月以内に、デンマークにおいてそれに係わる商標についての登録出願がされたときは、その出願は、請求に基づき、前記の最初の出願日から優先権を享受するものとする。優先権とは、出願が、その商標についての他人による出願又は他人による使用等その後を生じる事情に関し、前記の外国における出願と同時に行われたとみなすことをいう。

(2) 相互主義に従うことを条件として、(1)をパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国でない国において最初に出願された商標に準用する。

第19条 博覧会優先権

商標が公式又は公認の国際博覧会に展示された商品に最初に使用されてから6月以内に、デンマークにおいてその商標についての登録出願がされたときは、当該出願は、請求に基づき、前記の日から優先権を享受する。優先権とは、出願が、その商標についての他人による出願又は他人による使用等その後を生じる事情に関し、前記の博覧会における前記の商標の使用と同時に行われたものとみなすことをいう。当該博覧会とは、1928年11月22日に署名され、その後改正された国際博覧会に関する条約において定義されている博覧会のことである。

第20条 出願の審査及びその他の処理

(1) 出願が本法若しくは本法に基づいて定められた規定を遵守していない場合、又は特許商

標庁が出願の受理についてそれ以外の異論を有する場合は、特許商標庁は、出願人にその旨を通知し、かつ、出願人が所見を提出すべき期限を指定しなければならない。

(2) 指定期限が到来したときは、特許商標庁は、出願人に再度所見の提出を求める場合を除き、当該出願について決定を下さなければならない。

第 21 条 商標についての権利の主張

(1) 登録出願中の商標又は登録商標について、何人かが権利を有すると主張した場合において、特許商標庁がその問題に疑義があると認めるときは、前記の者に対して、指定した期限内に裁判所に提訴するよう求めることができる。その求めに応じなかった場合は、その主張を却下することができる。前記の求めにおいては、その趣旨の情報が与えられる。

(2) 商標についての権利に関して訴訟が提起された場合は、特許商標庁による事案の審査及びその他の処理は、訴訟において確定判決が下されるまで中止することができる。

第 22 条 登録

出願が受理されたときは、その商標は登録され、かつ、その登録は公告される。

第 23 条 異議申立

(1) 登録が公告されたときは、その登録の有効性に対して異議申立をすることができる。異議申立は、それが基づく理由を記載し、公告の日から 2 月以内に特許商標庁に提出しなければならない。異議申立に際しては、手数料を納付しなければならない。

(2) 異議申立が提出された場合は、特許商標庁は、その登録を第 20 条に従って再審査しなければならない。当該審査中には、第 28 条(5)の規定も適用する。登録された権利の所有者には、異議申立について通知がされ、かつ、答弁書を提出する機会が与えられる。

(3) 登録が維持された場合は、異議申立人及び登録された権利の所有者にその旨の通知がなされる。

(4) 登録の全部又は一部が取り消される場合は、それが確定したとき、その旨の決定が公告される。

第 24 条 商標の補正

(1) 商標所有者の請求により、登録商標について些細な補正をすることができる。ただし、商標の全体的な印象がその補正によって影響を受けないことを条件とする。

(2) 登録商標の補正は登録簿に登録され、かつ、公告される。

(3) 商標所有者の請求により、出願中の商標についても些細な補正をすることができる。

第 25 条 使用義務

(1) 登録手続の終了から 5 年以内に、登録商標の所有者が登録商標をその登録に係わる商品若しくはサービスについてデンマークにおいて真正に使用していない場合、又は前記の使用が継続して 5 年間中断されている場合は、その登録を取り消すことができる(第 28 条参照)。ただし、不使用について正当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 次の行為も、(1)の意味における使用を構成するものとする。

(i) 商標を、それが登録された際の形態と著しくは相違していない形態で使用すること

- (ii) デンマークにおいて、輸出することのみを目的として、商品又はその包装に商標を付すこと
- (3) 所有者の同意を得て行う商標の使用は、所有者による使用を構成するものとみなす。

第 26 条 登録の存続期間

- (1) 登録によって取得される商標権は、第 12 条に従って出願がされた日から効力を有するものとし、かつ、その登録日から 10 年間効力が継続するものとする。
- (2) 登録は、当該登録期間の満了から 10 年の期間を単位として更新することができる。

第 27 条 更新

- (1) 更新請求は、登録の存続期間の満了前 6 月から満了後 6 月までの間に、所定の手数料を特許商標庁に納付することによって行わなければならない。
- (2) 更新請求を受理することができる場合は、その更新を登録簿に登録する。
- (3) 特許商標庁は、商標所有者又はその代理人から更新手数料を徴収するものとするが、徴収しなかったことの結果として権利の喪失が生じても、その責任を負わない。
- (4) 更新請求が、定められた規定に適合していない場合は、特許商標庁は、その旨を請求人に通知し、かつ、請求人が所見を提出するための期限を指定する。
- (5) 特許商標庁は、期限が到来したときは、更新請求について決定を下す。ただし、請求人が再度所見の提出を求められているときは、この限りでない。

第3部

第28条 登録の終了

(1) 商標が本法の規定に違反して登録されている場合は、その登録を取り消すことができる(ただし、第8条及び第9条参照)。取消理由が識別性の欠如又はそれに類似することである場合(第13条参照)は、登録後に行われた使用(第13条(3)参照)も考慮しなければならない。

(2) 登録は、その商標が次の条件に該当する場合にも、取り消すことができる。

(i) 第25条に従った使用がされていないこと

(ii) 所有者の行為又は無為の結果、商標がその登録に係わる商品又はサービスについて取引上の普通の名称になっていること、又は

(iii) 所有者により又は所有者の同意を得て、商標がその登録に係わる商品又はサービスについて使用された結果、当該商標が前記の商品又はサービスについて、特に性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を生じさせる虞が生じていること

(3) (2)(i)に基づく商標の取消を求める請求は、所定の5年の期間が満了してから取消請求の提出日までの期間において当該商標の真正な使用が開始されているか又は再開されている場合は、これを行うことができない。ただし、取消請求書の提出前3月の期間内における当該使用の開始又は再開については、その開始又は再開のための準備が、取消請求がされる可能性を商標所有者が知った後に初めて着手されている場合は、これを無視しなければならない。

(4) 取消理由が、商標登録に係わる商品又はサービスの一部のみに関係している場合は、登録はその商品又はサービスのみについて取り消される。

(5) 取消理由が抵触する先の商標である場合において、取消を求める請求は、他方当事者からの請求があったときは、登録の取消請求人が先の商標の使用が第25条に従って行われていることを証明することができる場合に限り、これを行うことができる。先の登録商標が、登録に係わる商品又はサービスの一部に関してのみ使用されていた場合は、その商標は、該当する商品又はサービスのみに関して登録されていたものとみなす。その事件において提起された事項に関しては、その事件について特許商標庁が決定を下したか否かに拘らず、何れの当事者も他方当事者を相手として、いつでも訴訟を提起することができる。

第29条 裁判所の決定による取消

第28条に基づく登録取消は、裁判所の決定によって行わなければならない(ただし、第30条参照)。訴訟は商標所有者を相手として提起しなければならないが、また、法律上の利害関係を有する何人も訴訟を提起することができる。第13条及び第14条(i)から(iii)までの規定による訴訟は、特許商標庁も提起することができる。

第30条 行政上の取消

(1) 第28条の取消条件が満たされている場合は、何人も、登録手続の終了後、登録された商標の取消を求める請求を特許商標庁に提出することができる。請求に際しては、手数料を納付しなければならない。

(2) 商標登録に関する訴訟について未だ最終決定されていない場合は、当該登録に関しては、(1)による請求をすることができない。

(3) 登録に関して、(1)による請求についての最終決定が行われる前に、商標登録に関する訴訟が裁判所に提起された場合は、特許商標庁は、訴訟についての最終決定が行われるまで、その請求の審査を中止しなければならない。ただし、その請求が商標所有者によって行われている場合は、この限りでない。

(4) 登録された権利の所有者には、取消請求について通知がされ、また、所見を提出する機会が与えられる。

(5) 登録がその全部又は一部について取り消された場合は、取消決定が確定したときに、その旨の決定が公告される。

(6) 特許商標庁の決定に対しては、第 46 条に従い、特許審判部に審判請求をし、また、裁判所に提訴することができる。ただし、その事件において提起された事項に関しては、その事件について特許商標庁が決定を下したか否かに拘らず、何れの当事者も他方当事者を相手として、いつでも訴訟を提起することができる。

第 31 条

(1) 商標所有者の存在を疑う理由が存在する場合又はその宛先が不明の場合は、法律上の利害関係を有する何人も、その商標を登録簿から抹消するよう請求することができる。

(2) 特許商標庁は、何らかの抹消をする前に、商標所有者に対し、特許商標庁が指定した期限内に応答するよう要求する。当該指定期限についての通知は、書留郵便又は満足できる類似の方法によって行う。所有者の宛先が不明の場合は、期限についての通知は公示によって行う。その後、所有者が応答しなかった場合は、その商標を登録簿から抹消する。

第 32 条 取消

商標の登録、商標登録の更新又は登録簿における補正の記入が明白な過誤によってなされている場合は、特許商標庁は、その登録日又は記入日から 3 月以内に、その登録、更新又は記入を取り消すことができる。

第 33 条 抹消

次の条件に該当している場合は、登録簿からの抹消を行わなければならない。

(i) 登録が更新されていないこと

(ii) 商標所有者がその商標の抹消を請求したこと

(iii) 第 23 条により、登録が取り消されたこと、又は

(iv) 第 29 条、第 30 条又は第 31 条による取消について、決定が下されたか又は裁判所の判決が下されたこと

第 34 条

商標登録又は商標出願に関する裁判所の判決についての公認謄本が、関係裁判所により特許商標庁に送付される。

第4部 外国商標の登録に関する特則

第35条 自国での登録

(1) デンマークにおいて事業を営んでいない出願人、及び工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関(WTO)の加盟国の居住者でもない出願人は、出願に含まれた商品又はサービスについて、その本国においてその者のために、類似する商標が登録されていることを証明しなければならない。

(2) 産業・企業・財政大臣は、相互主義に従うことを条件として、(1)を適用しない旨を指示することができる。

第36条

相互主義に従うことを条件として、産業・企業・財政大臣は、相互主義がない場合はデンマークにおいて登録を受けることができないが、外国において登録されている商標が、当該外国において登録されている通りに、デンマークにおいて登録を受けることができる旨を指示することができる。当該登録は、前記の外国における登録の範囲を超えてはならない。

第37条 代理人

特許商標庁は、商標所有者に対し、その商標に関して、当該所有者に対する拘束力をもって、自己の代理として手続についての通知及びその他全ての通知を受領させるために、欧州経済地域(EEA)に居住している代理人を選任するよう求めることができる。代理人の名称及び宛先は、商標登録簿に登録しなければならない。

第5部

第38条 移転及びライセンス許諾等

(1) 商標についての権利は、その商標を使用している企業と共に又はその企業とは別個に、移転させることができる。

(2) 何人かが自己の企業を移転させる場合は、当該企業の商標についての権利は、譲受人に帰属するものとする。ただし、別段の合意があったとき又はあったとみなされる場合は、この限りでない。

第39条

(1) 登録商標についての権利の移転は、請求があったときは、商標登録簿に登録しなければならない。

(2) 特許商標庁に移転の届出がされるまでは、商標所有者は、登録簿に登録された最新の者であるとみなす。

第40条 ライセンス許諾

(1) 商標に関しては、その登録に係わる商品又はサービスの全部又は一部について、かつ、デンマークの全域又は一部の地域について、ライセンスを許諾することができる。ライセンスは排他的なもの又は非排他的なものとするすることができる。

(2) 商標所有者又はライセンシーの請求があったときは、そのライセンスは、商標登録簿に登録される。ライセンスの終了がその後確認されたときも、その終了が商標登録簿に登録される。

(3) 商標所有者は、ライセンシーがライセンス存続期間、登録に従って使用することができる商標の形態、又はライセンスが許諾されている商品若しくはサービスの種類、商標を商品に付すことができる領域、又はライセンシーによって製造される商品若しくは提供されるサービスの質に関して、ライセンス許諾契約の何れかの規定に違反したライセンシーに対して、商標によって付与された権利を行使することができる。

第41条 質権及び強制執行

登録商標についての権利に質権が設定されたか又はそれに強制執行が行われた場合において、特許商標庁は、権利所有者、質権者又は執行債権者からの請求があったときは、その旨の注記を商標登録簿に登録する。

第6部

第42条 法的保護に関する規定

(1) 登録もしくは使用により，又は共同体商標に関する理事会規則に従って成立した商標権を故意又は重大な過失により侵害する者は何人も，罰金が科せられる。

(2) 侵害が故意に，かつ，加重事情下で犯された場合は，刑罰を18月以下の拘禁に拡大することができる。ただし，刑法典第299b条により更に重い刑罰が規定されている場合は，この限りでない。侵害の意図が高額かつ明白な不当利得である場合は，特に加重事情が存在するものとみなす。

(3) 会社等(法人)は，刑法典第5部の規定に基づいて刑罰に処することができる。

(4) (1)に含まれる侵害事件においては，訴訟は被害者が提起しなければならない。(2)に含まれる侵害事件においては，訴訟は，被害者の請求があったときに限り，提起されるものとする。ただし，公益のために訴訟の提起が必要とされる場合は，この限りでない。

第43条

(1) 故意又は過失によって他人の商標権を侵害した者は，次のものを支払わなければならない。

(i) 商標の使用についての被害者への適正な補償金，及び

(ii) 侵害が引き起こした更なる被害についての被害者への損害賠償金

(2) (1)(ii)に従い損害賠償金を定めるに当たっては，特に，被害者が被った逸失利益及び侵害者が取得した不当利得を考慮しなければならない。

(3) (1)に含まれる事件においては，非財政的被害についての被害者への追加補償金を定めることができる。

(4) 商標権が登録によって成立している場合において，侵害者がその出願が既になされていたことを知っていたか又は知っているべきであったときは，(1)の規定を，その商標の出願から登録日までの期間についても適用する。

第43a条

共同体商標に関する規則第91条に従って，海事商事裁判所を第1審の共同体商標裁判所とし，最高裁判所を第2審の共同体商標裁判所とする。

第43b条

(1) 共同体商標に関する規則第99条(1)に基づく仮差止命令は，地方裁判所又は海事商事裁判所が発出する。

(2) 司法運営法第40部及び第57部の規定を準用する。

第43c条

(1) 共同体加盟国の領域において拘束力を有すべき仮差止命令(共同体商標に関する規則第99条(2)参照)は，海事商事裁判所が発出する。

(2) (1)に従う海事商事裁判所の決定に対しては，東部高等裁判所に上訴することができる。

(3) 更に，司法運営法第40部及び第57部の規定を準用する。執行裁判所は，請求を受けた

ときは、司法運営法第 641 条に規定されている職務の遂行について、海事商事裁判所を援助しなければならない。

第 43d 条

国内商標及び共同体商標に関する仮差止命令は、共同体商標に関する仮差止命令が共同体加盟国の領域内において効力を有するものである場合(共同体商標に関する規則第 99 条(2)参照)は、海事商事裁判所が発出する。第 43c 条(2)及び(3)を準用する。

第 44 条

(1) 商標権の更なる侵害を防止する目的で、裁判所は、その請求を受けたときは、商標権を侵害する商品を次の通り処分すべき旨を特に決定することができる。

- (i) 市場から回収すること
- (ii) 市場から確実に除去すること
- (iii) 廃棄すること
- (iv) 被害者に引き渡すこと、又は
- (v) 違法に貼付した商標を除去させること

(2) (1)は、材料、道具又は類似のものであって侵害する商品の違法生産に主として使用されたものについて準用する。

(3) (1)に基づく措置は、侵害者への補償なしで実施され、被害者への損害賠償に影響を及ぼさない。当該措置は、侵害者の費用負担により実施されるものとする。ただし、特別の事情がそうすることを許さない場合は、その限りでない。

(4) (1)に基づく措置に関する裁判所の判決を下すに当たり、裁判所は、当該侵害の範囲、所定の措置及び第三者の利益の間の比率を考慮しなければならない。

第 44a 条

(1) 第 43 条又は第 44 条に基づいてある者が責任を問われる裁判所の判決において、裁判所は、その旨の請求を受けたときは、裁判所の判決の全文又はその抄本を公表する旨を決定することができる。

(2) 公表の義務は侵害者が負う。当該公表は、侵害者の費用負担により、合理的に要求される顕著な方法によって行わなければならない。

第 45 条

(1) 商標の使用についてライセンスが許諾されている場合は、別段の合意があるときを除き、ライセンサー並びにライセンシーは、商標権の侵害に関する事件について訴訟を提起する権原を有するものとみなす。

(2) 提訴しようとするライセンシーは、その旨をライセンサーに通知しなければならない。

第 45a 条

税関及び税務当局が第 42 条に含まれる侵害を疑うに至った場合は、その旨の情報を当該権利の所有者に通告しなければならない。

第 6A 部

第 45b 条 模倣品・海賊版及び権利行使に係る特別ユニット

- (1) 模倣品・海賊版及び商標権の権利行使に関する特許商標庁の業務は特別ユニットが担い、消費者、事業者及び当局が情報及び指導を得ることができる。
- (2) 模倣品・海賊版に係る特別の場合、当該ユニットは、消費者及び中小企業に助言を与える。申請し、手数料を支払うことで当該ユニットは書面による助言を与える。
- (3) 当該ユニットは、模倣品・海賊版対策で警察及び検察に協力する。
- (4) 産業・企業・財政大臣は、当該ユニットの業務及び組織に関する規則を定めることができる。

第7部

第46条 雑則

(1) 本法に基づく特許商標庁の決定に対しては、関係当事者がその決定について通知を受けた日から2月以内に、特許審判部(特許商標審判部)に審判請求をすることができる。同一期限内に、審判の審査手数料を納付しなければならない。手数料が納付されなかったときは、審判請求は、却下される。特許審判部への審判請求は、停止効力を有する。

(2) 特許審判部の決定については、如何なる上級の行政機関にも不服申立することができない。

(3) 特許審判部に審判請求をすることができる特許商標庁の決定について審理を求める訴訟は、特許審判部の決定がなされるまでは、裁判所に提起することができない。特許審判部の決定について審理を求める訴訟は、関係当事者がその決定について通知を受けた日から2月以内に提起しなければならない。訴訟は停止効力を有する。

第47条

(1) 特許商標庁は、請求を受けたときは、商標及び商標権に関する特別な課題の履行を引き受けることができる。

(2) 産業・企業・財政大臣は、前記事項に対する手数料の納付及び滞納の場合の督促手数料の準拠する規則を定める。

(3) 行政ファイル閲覧法は、第8条を除き、(1)にいう課題には適用しない。

第48条

(1) 産業・企業・財政大臣は、商標出願並びにその審査及びその他の処理に関する規則を定める。その規則においては、商標登録の条件が満たされているか否かを、特許庁が自らの発意で確認すべき範囲を定めることができる。産業・企業・財政大臣は更に、出願及び登録の分割、異議申立及び行政上の取消についての審査、優先権の主張(第18条及び第19条参照)、商標の登録及び抹消、並びに事案、通知、登録簿抄本の取扱等に関する特別規定を定める。

(2) 産業・企業・財政大臣は、商標登録簿の調製及び維持管理、登録簿に登録することのできる情報、及び登録の公告等に関し、特別規定を定める。

(3) 産業・企業・財政大臣は、特別取引、公告、謄本、手続等のための納付に関する規則を定めることができる。

(4) 産業・企業・財政大臣は、共同体商標に関する規則の適用のために必要な規定を定めるものとし、それには共同体商標出願及び登録の国内出願への変更に関する規定、事案、通知等の取扱に関する規定を含める。

(5) 出願及び登録の分割及び通知については、手数料を納付しなければならない。共同体商標に関する事件の審査その他の処理については、手数料を納付しなければならない。

(6) 産業・企業・財政大臣は、特許商標庁の非就業日に関する特則を定めることができる。

第49条

産業・企業・財政大臣が本法に基づく権利を特許商標庁に委託する場合は、事業・経済成長大臣は、如何なる上級の行政機関にも不服申立をすることができない旨の規定を含め、審判

請求権に関する規則を定めることができる。

第8部

第50条 国際商標登録

国際商標登録とは、1891年4月14日にマドリッドにおいて採択され、その後改正された標章の国際登録に関する協定(マドリッド協定)又は1989年6月27日にマドリッドにおいて採択された、マドリッド協定に関する議定書(議定書)に基づく登録をいう。

第51条 国際登録の効果

デンマークを指定する国際商標登録は、登録の日又はその後の指定の日から、その商標がデンマークにおいて登録されていた場合と同一の法的効果を有する。

第52条 拒絶

商標が本法に基づく登録の条件に適合していない場合又は異議申立がされた場合は、特許商標庁は、マドリッド協定又は議定書に定められている期限内に、デンマークにおけるその商標の保護について全部又は一部の拒絶を国際事務局に通知することができる。

第53条 消滅及びデンマーク法に基づく手続

(1) 国際登録が無効にされた場合は、その効力は、国際登録の消滅の日からデンマークにおいても消滅する。

(2) 国際登録が、本国官庁からの請求により又は締約国が議定書を破棄した結果として、議定書に従って取り消された場合は、その所有者は、その出願が国際登録の出願日又はその後の指定の日に出願されていた場合と同一の効果をもって、デンマークの商標出願をすることができる。ただし、次の事項を条件とする。

(i) 出願が、前記の取消の日から3月以内にされること

(ii) 出願が、国際商標登録に係わる商品又はサービス以外のものを含まないこと、及び

(iii) 更に、出願がデンマーク商標出願の要件に適合しており、かつ、出願人が所定の手数料を納付すること

第54条 同時保護の禁止

(1) デンマークにおいて登録されている商標が、商標所有者の請求により、国際商標登録の対象にもなっている場合は、国際商標登録は、デンマークの登録を代替するものとする。ただし、次の事項を条件とする。

(i) デンマークが、当初又はその後の何れかに指定されていること

(ii) デンマークの登録に含まれている商品又はサービスが、国際登録にも含まれていること、及び

(iii) デンマークが、デンマークでの登録出願日後に指定されていること

(2) 特許商標庁は、請求を受けたときは、国際商標登録の存在をその商標登録簿に登録しなければならない。

第55条 デンマークにおける出願又は登録を基礎とする国際商標登録出願

デンマーク国民及びデンマークの居住者であるか又はデンマークにおける実効的な工業上若

しくは商業上の企業の所有者である自然人又は法人は、国際商標出願をすることができる。

第 56 条

デンマークにおける出願又は登録を基礎とする国際商標出願は、産業・企業・財政大臣が定めた規定(第 60 条参照)に従って、特許商標庁に提出しなければならない。

第 57 条

国際出願は、デンマークでの出願又は登録に含まれている商品又はサービスのみを含むことができる。

第 58 条

国際商標出願の出願に際しては、パリ条約に基づいて優先権を主張することができる。

第 59 条 更新等

更新については、マドリッド協定及び議定書に定められている規定を適用する。

第 60 条

(1) 産業・企業・財政大臣は、本法のこの部の規定を施行するための特別規則を定める。国際商標登録の公告(第 51 条参照)及び国際商標登録に対する異議申立(第 52 条参照)に関して、特別規則を定めることができる。

(2) 国際商標登録に関する事件の審査その他の処理については、手数料を納付しなければならない。

第 8A 部

第 60a 条 手数料

- (1) 商標登録出願については、2,350 DKK の手数料を納付しなければならない(第 12 条(2) 参照)。更に、商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年のニース協定(ニース分類)に基づく最初の 3 類を超える各類については、600 DKK の追加手数料を納付しなければならない。
- (2) 共同体商標の出願又は登録の国内出願への変更(第 48 条(5) 参照)については、(1)にいう手数料を納付しなければならない。
- (3) 取り消された国際商標登録を基礎とするデンマーク商標登録出願については、1,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 53 条(2) (iii) 参照)。
- (4) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日の議定書(マドリッド議定書(1989)) 第 7 条(1)に基づく国際商標登録におけるデンマークの指定に係る手数料は、(1)にいう通り計算される。

第 60b 条

- (1) 商標登録の更新については、2,350 DKK の手数料を納付しなければならない(第 27 条(1) 参照)。更に、
- (2) 登録期間満了後であって、その後 6 月までに納付される(1)による手数料は、20%増額される。
- (3) 国際商標登録におけるデンマークの指定の更新についての、マドリッド議定書第 8 条(7)に基づく手数料は、(1)にいう通り計算される。

第 60c 条

- (1) デンマーク又は国際の商標登録の有効性に対する異議申立については、2,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 23 条(1) 及び第 60 条参照)。
- (2) デンマーク又は国際の商標登録の行政取消の請求については、2,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 30 条(1) 及び第 60 条参照)。
- (3) 異議申立((1) 参照) 又は行政取消請求((2) 参照)については、登録が第 14 条(i) 又は(iii) に違反して行われたという理由でのみ提出される場合は、手数料の納付を不要である。

第 60d 条

- (1) 商標の出願又は登録の分割請求については、分割されるべき出願又は登録ごとに 2,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 48 条(5) 参照)。
- (2) デンマーク商標権又はデンマークにおいて有効な国際商標権の所有者の通知については、年 1,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 48 条(5) 参照)。
- (3) 第 45b 条(2) の書面による助言については、1,500 DKK の手数料を納付しなければならない

第 60e 条

- (1) 共同体商標出願に関する事件の特許商標庁による取扱については、200 DKK の手数料を納付しなければならない(第 48 条(5) 参照)。

(2) 国際商標登録出願に関する事件の特許商標庁による取扱については、500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 60 条(2)参照)。

(3) 国際商標登録における後の指定に関する事件の特許商標庁による取扱については、300 DKK の手数料を納付しなければならない(第 60 条(2)参照)。

第 60 f 条

(1) 第 60a 条から第 60e 条までにいう手数料は、適時に納付されているときは還付されない。

(2) 適時に納付されていないか又は期限到来時に不十分な金額で納付された結果として受理されなかった手数料は、還付されるものとする。

(3) 手数料納付済の審査その他の処理を特許商標庁が拒絶する場合は、審査その他の処理に関して納付された手数料は、還付されるものとする。

(4) 商標登録に対する異議申立又は商標登録の取消請求に関して納付された手数料は、異議申立又は取消請求の審査が停止され、かつ、商標登録が取り消された場合は、納付済金額の半額が還付される。

第 60g 条

(1) 第 60a 条から第 60e 条までにいう手数料は、2011 年水準のものである。

(2) 特許商標庁は、第 60a 条から第 60e 条までにいう手数料の金額を、政府予算のために使用される一般物価及び賃金変動に従って調整することができる。特許商標庁は、現行手数料を価格一覧において公表する。

第 60h 条

特許商標庁は、本法による手数料収入を特許商標庁の管轄の範囲での他の分野における費用に充てることができる。

第9部

第61条 施行規定及び経過規定

(1) 本法は1992年1月1日から施行し、同時に、商標法(1989年4月17日統合商標法No.249参照)は廃止する。

(2) (経過規定, 省略)

(3) 1991年12月31日前に登録された商標については、第25条に基づく5年の期間は、1992年1月1日までは開始しない。

(4) 第8部の規定は、産業・企業・財政大臣が発出する命令によって、その全部又は一部を施行する。

第62条

本法の施行時に従前の規定により公告がされていない出願は、本法の規定に従って審査し、かつ、処理するものとする。

第63条

本法はフェロー諸島及びグリーンランドには適用しない。ただし、フェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情が必要とすることがある変更を加えた上で、勅令により、フェロー諸島及びグリーンランドに関して施行することができる。